



平成19年5月14日

G-0397

中国国民訪日団体観光旅行の査証取扱い公館について

1. 我が国政府は、本年が日中国交正常化35周年であることに鑑み、日中両国間の人的交流の拡大を促進するとの観点から、本年5月31日（木）より、在瀋陽総領事館及び在大連出張駐在官事務所において中国国民訪日団体観光旅行の査証申請受付を開始することを決定した。これにより、中国にある全ての我が国在外公館において、団体観光査証を取り扱うこととなる。
2. 5月31日（木）以降の団体観光査証取扱い公館及び地域は以下のとおりとなる。
在中国大使館：下記以外の地域
在広州総領事館：広東省
在上海総領事館：上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省
在重慶総領事館：重慶市、四川省、貴州省、雲南省
在瀋陽総領事館：遼寧省（大連市除く）、吉林省、黒龍江省
在大連出張駐在官事務所：大連市
3. 我が国としては、中国国民の訪日観光の促進が日中両国の相互理解と友好関係の促進の上で重要な意義を有すると認識しており、今回の措置により、より多くの中国国民が我が国を訪問することが期待される。あわせて、今回の措置が不法滞在等の増加につながることはないよう、日中両国の関係機関の一層の連携に努めていく。

参考）中国国民訪日団体観光旅行は、平成12年9月より2直轄市1省（北京市、上海市、広東省）を対象に開始され、平成16年9月より1直轄市4省（天津市、江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省）が対象地域に追加された後、平成17年7月より中国全土を対象地域として実施されている。

◆ 内容についてのお問い合わせ先

外務省 領事局 外国人課 小笠原事務官（内線：2921番）

TEL03-5501-8000

